

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 17    | 国民年金に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|        |   |  |  |
|--------|---|--|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務  |  |  |
| ②事務の内容 | <p>「国民年金法(昭和34年法律第141号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)」の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者等の資格に関する届出等の受付、名簿の管理</li> <li>・国民年金第1号被保険者等の保険料免除申請等の受理・審査</li> <li>・障害基礎年金請求書等の受理・審査</li> <li>・以上に関する書類等の日本年金機構への送付</li> </ul> |  |  |
| ③対象人数  | <p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 1,000人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満</p>   |  |  |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| ①システムの名称    | COKAS-i国民年金システム  |  |  |
| ②システムの機能    | <p>〈記録管理〉<br/>被保険者の届出による取得・喪失等の記録、日本年金機構からの通知による資格の異動届等の記録、申請免除等の受付の記録、加入履歴の管理</p> <p>〈情報参照〉<br/>住民登録により転入、転出、転居等の情報、税情報から所得情報等の参照</p> <p>〈帳票作成〉<br/>日本年金機構への各種報告帳票、所得情報等の資料出力</p> |  |  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>〔 〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>〔 ○ 〕府内連携システム</p> <p>〔 〕住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>〔 ○ 〕既存住民基本台帳システム</p> <p>〔 〕宛名システム等</p> <p>〔 〕税務システム</p> <p>〔 〕その他 ( )</p>                             |  |  |

### システム2

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| ①システムの名称    | 社会保険オンラインシステム  |  |  |
| ②システムの機能    | 日本年金機構から可搬型窓口装置の貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は、事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割り振られるIDパスワード及び生体認証によって操作が可能になる。年金記録の確認には基礎年金番号または個人番号を用いる。      |  |  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>〔 〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>〔 〕府内連携システム</p> <p>〔 〕住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>〔 〕既存住民基本台帳システム</p> <p>〔 〕宛名システム等</p> <p>〔 〕税務システム</p> <p>〔 〕その他 ( )</p> |  |  |

## 3. 特定個人情報ファイル名

|            |  |
|------------|--|
| 国民年金情報ファイル |  |
|------------|--|

## 4. 個人番号の利用 ※

|        |   |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第46項<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 |
|--------|---|

## 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

|         |           |                              |
|---------|-----------|------------------------------|
| ①実施の有無  | 〔 実施しない 〕 | 〔選択肢〕                        |
| ②法令上の根拠 |           | 1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |

## 6. 評価実施機関における担当部署

|          |             |
|----------|-------------|
| ①部署      | 旭川市市民生活部市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長        |

## 7. 他の評価実施機関

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名       |  |
|----------------------|--|
| 国民年金情報ファイル           |  |
| 2. 基本情報              |  |
| ①ファイルの種類 <b>※</b>    | <p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル<br/>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>   |
| ②対象となる本人の数           | <p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
| ③対象となる本人の範囲 <b>※</b> | <p>・住民登録のある又は過去にあった国民年金の被保険者並びにその世帯主及び配偶者<br/>・老齢基礎年金等請求者並びに受給権者の配偶者及び子</p>  |
| ④記録される項目             | <p>資格の取得・喪失、氏名・住所変更手続き、保険料免除申請等、給付に係る裁定請求書等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者等の世帯構成・所得情報・資格情報等を把握するため</p> <p>[ 50項目以上100項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満<br/>2) 10項目以上50項目未満<br/>3) 50項目以上100項目未満<br/>4) 100項目以上</p>   |
| 主な記録項目 <b>※</b>      | <p>・識別情報</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
| その妥当性                | <p>【個人番号及びその他の識別情報】請求者を正確に特定するために保有</p> <p>【5情報・連絡先】受付時の住所確認や本人への連絡手段の把握等のため保有</p> <p>【地方税関係】本人や世帯員の所得を把握し、免除申請等の相談に適切に対応するため保有</p>  |
| 全ての記録項目              | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日               | 平成28年4月  |
| ⑥事務担当部署              | 市民生活部市民課   |
| 3. 特定個人情報の入手・使用      |  |
| ①入手元 <b>※</b>        | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 )</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>  |
| ②入手方法                | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>  |
| ③使用目的 <b>※</b>       | 国民年金被保険者資格の管理、国民年金保険料免除申請、国民年金給付請求手続き等   |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| ④使用の主体 | 使用部署   | 市民生活部市民課(国民年金担当)、神居支所、江丹別支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所、東鷹栖支所   |
|        | 使用者数   | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10人以上50人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br/>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br/>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> |
| ⑤使用方法  | 1 第1号被保険者等の資格管理<br>厚生年金資格喪失情報等により記録を確認し、資格異動処理を行い当該情報を日本年金機構へ送付する。日本年金機構からの処理結果一覧表等により記録の確認・突合を行う。 |   |
|        | 2 保険料の免除申請等の受理<br>第1号被保険者から免除申請書等を受付し、所得等の情報を添付して日本年金機構へ送付する。                                      |   |
| ⑥情報の突合 |  | 3 障害基礎年金等の請求の受理<br>年金請求に必要な書類等を受理、内容を審査後、日本年金機構へ送付する。   |
| ⑥使用開始日 | 平成28年4月1日  |   |

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 委託の有無 <b>※</b> | <p style="text-align: center;">[ 委託する ]</p> <p style="text-align: center;">( 1 ) 件</p>   | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 委託する 2) 委託しない</p>  |
| 委託事項1          | COKAS-i国民年金システムのオペレーション業務委託  |   |
| ①委託内容          | COKAS-i国民年金システムにて行う報告文書(帳票)の出力   |   |
| ②委託先における取扱者数   | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br/>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br/>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> |   |
| ③委託先名          | 日本電気株式会社   |   |
| 再委託            | ④再委託の有無 <b>※</b>   | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 再委託する ]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |
|                | ⑤再委託の許諾方法  | 事前の書面による承諾願による  |
|                | ⑥再委託事項   | 本委託業務に関する現地運用支援に関する対応部分   |

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 提供・移転の有無           | <p style="text-align: center;">[ ○ ] 提供を行っている ( 1 ) 件</p> <p style="text-align: center;">[ ] 行っていない</p>  | <p style="text-align: center;">[ ○ ] 移転を行っている ( 1 ) 件</p>   |
| 提供先1               | 日本年金機構   |   |
| ①法令上の根拠            | 国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2  |   |
| ②提供先における用途         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者等の異動情報の確認</li> <li>・保険料免除申請及び老齢基礎年金等の裁定請求の審査</li> </ul>   |   |
| ③提供する情報            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者等の異動情報</li> <li>・保険料免除申請及び老齢基礎年金等の裁定請求に関する情報</li> </ul>   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p> |   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者等の異動があった者</li> <li>・保険料免除申請及び老齢基礎年金等の裁定請求をした者</li> </ul>  |   |
| ⑥提供方法              | <p style="text-align: center;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>                        | <p style="text-align: center;">[ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ○ ] 紙</p> |
| ⑦時期・頻度             | 週1回  |   |

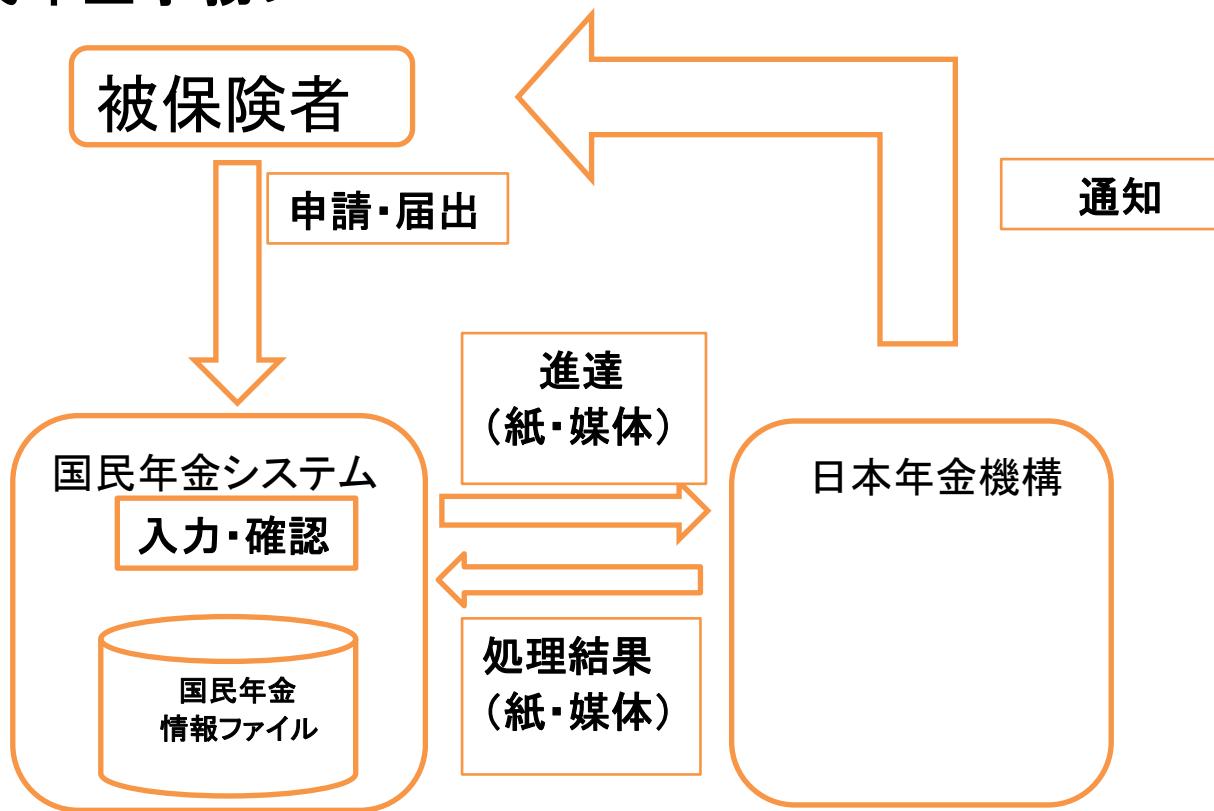
## 6. 特定個人情報の保管・消去

|        |  |
|--------|--|
| 旭川市の措置 | <p>・紙媒体は施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。</p>  |
| 保管場所 ※ | <p>（ガバメントクラウドにおける措置）</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> |

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

# 国民年金事務フロー



○宛名情報

宛名番号 力ナ氏名 漢字氏名 生年月日 性別 世帯主 続柄 現住所 前住所 転入前住所 転出先住所  
住定日 消除日 異動日 異動事由 国籍

○年金基本情報

基礎年金番号 宛名番号 電話番号 旧年金番号 特記情報

○資格情報

基礎年金番号 被保険者種別 資格取得日 資格取得届出日 資格取得理由 資格喪失日 資格喪失届出日  
資格喪失理由 高齢任意加入

○付加年金情報

付加種別 付加加入日 付加加入届出日 付加脱退日 付加脱退届出日

○免除情報

基礎年金番号 受付日 免除種類 免除該当日 免除該当理由 免除終了日 免除消滅理由 送付日 判定結果  
判定日 法定免除 法定免除コード 整理番号 学生卒業予定年月

○所得情報

個人コード 賦課年度 世帯番号 市民税更生日 前年所得額 本人障害者 本人寡婦 一般控除対象配偶者  
老人控除対象配偶者 一般扶養親族数 老人扶養親族数 特定扶養親族数 寡婦(夫)控除 寡婦特別控除  
障害者控除人数 障害者控除 特別障害者控除人数 特別障害者控除 勤労学生控除 雜損控除 医療費控除  
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 配偶者特別控除 純損失及び雑損失

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|   |   |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |  |  |  |  |  |
| 国民年金情報ファイル  |   |  |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）  |   |  |  |  |  |  |
| リスク：目的外の入手が行われるリスク  |   |  |  |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書)による確認を十分に行い、対象者以外の情報を入手することができないようにする。</li> <li>届出等内容の入力後、届出書等と入力内容を照合し確認する。</li> <li>年金機構から送付される処理結果一覧表と入力内容を合し確認する。</li> </ul>   |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |  |  |  |  |  |
| -   |   |  |  |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |  |  |  |  |  |
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク  |   |  |  |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく国民年金事務において不要な情報との紐付けは行わない。</li> <li>宛名管理システムにおいて番号利用事務以外で個人番号が取得されないように、番号利用事務以外で個人番号での検索はできない。</li> </ul>   |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |  |  |  |  |  |
| リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  |   |  |  |  |  |  |
| ユーザ認証の管理  | <p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>  |  |  |  |  |  |
| 具体的な管理方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用ができない対策を実施している。</li> <li>システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>認証パスワードについては、現在有効であるか適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザーIDが失効される。</li> </ul> |  |  |  |  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |  |  |  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンセーバー等を利用して端末画面には長時間特定個人情報を表示させない。</li> <li>個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に最低限必要な範囲にとどめる。コピーした書類は適切に廃棄を行う。</li> <li>端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く、作業しないときは即、初期画面に戻すことを徹底させる。</li> </ul> |   |  |  |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   |  |  |  |  |  |
| [      ] 委託しない  |   |  |  |  |  |  |
| リスク：委託先における不正な使用等のリスク   |   |  |  |  |  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定   | <p>[      定めている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>  |  |  |  |  |  |
| 規定の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密事項に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>データの指示目的外の利用及び第3者への提供の禁止に関する事項</li> <li>データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>検査の実施に関する事項</li> <li>事故発生時における報告の義務に関する事項</li> <li>上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除後の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>   |  |  |  |  |  |

|   |   |  |  |                                    |  |  |  |
|---|---|--|--|------------------------------------|--|--|--|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保                                     | [      十分に行っている      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない        4) 再委託していない |  |                                    |  |  |  |
| 具体的な方法  | 契約書で一括して他に再委託することを禁止している。やむを得ない場合、業務の一部について協議し、届出を義務づけている。  |  |  |                                    |  |  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている        2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |  |                                    |  |  |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置                         |   |  |  |                                    |  |  |  |
| -   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）                    |   |  |  | [      ] 提供・移転しない                  |  |  |  |
| リスク：不正な提供・移転が行われるリスク  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [      定めている      ]   | <選択肢><br>1) 定めている                2) 定めていない                                 |  |                                    |  |  |  |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 |  |  |                                    |  |  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている        2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |  |                                    |  |  |  |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |  |  |                                    |  |  |  |
| -   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続   |   |  |  | [ ○ ] 接続しない（入手）    [ ○ ] 接続しない（提供） |  |  |  |
| リスク1：目的外の入手が行われるリスク   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている        2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |  |                                    |  |  |  |
| リスク2：不正な提供が行われるリスク  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている        2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |  |                                    |  |  |  |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う他のリスク及びそのリスクに対する措置                         |   |  |  |                                    |  |  |  |
| -   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク   |   |  |  |                                    |  |  |  |
| ①事故発生時手順の策定・周知  | [      十分に行っている      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                    |  |                                    |  |  |  |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか                          | [      発生なし      ]  | <選択肢><br>1) 発生あり                2) 発生なし                                    |  |                                    |  |  |  |
| その内容  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| 再発防止策の内容  |   |  |  |                                    |  |  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |  |                                    |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている        2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |  |                                    |  |  |  |
| 特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置                              |   |  |  |                                    |  |  |  |
| -   |   |  |  |                                    |  |  |  |

## 8. 監査

|       |  |                               |                               |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 | <input type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査 |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|

## 9. 従業者に対する教育・啓発

|              |                                   |  |
|--------------|-----------------------------------|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法       |                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>配置換え等により、年金事務を担当する職員に個人情報に関する研修を行う。</li><li>年金事務担当職員に定期に情報セキュリティに関する研修を行う。</li><li>隨時、情報セキュリティ対策の先進事例や個人情報漏洩等の事例を周知し、注意関心を喚起する。</li><li>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li></ul> |

## 10. その他のリスク対策

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ①請求先                            | 旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当)<br>〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地<br>電話番号 0166-25-6012 |
| ②請求方法                           | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。  |
| ③法令による特別の手続                     | —   |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等                | —   |
| <b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b> |   |
| ①連絡先                            | 旭川市市民生活部市民課(国民年金担当)<br>〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎1階)<br>電話番号 0166-25-6306     |
| ②対応方法                           | 受付簿を作成し、処理する。   |

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

|           |   |
|-----------|---|
| ①実施日      | 令和7年12月1日   |
| ②しきい値判断結果 | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

|          |  |
|----------|--|
| ①方法      |  |
| ②実施日・期間  |  |
| ③主な意見の内容 |  |

### 3. 第三者点検【任意】

|      |  |
|------|--|
| ①実施日 |  |
| ②方法  |  |
| ③結果  |  |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載                                      | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|---|---|------|---------------------------------|
| 令和3年3月31日 | I－1－② 事務の内容  | 国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。 | 「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。  | 事後   | その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年3月31日 | I－6－② 所属長  | 市民課長 東峰 隆                                   | 市民課長  | 事後   | その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年3月31日 | I－2－システム2<br>①システムの名称<br>②システムの機能                              | —   | ①社会保険オンラインシステム<br>②日本年金機構から可搬型窓口装置の貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は、事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割り振られるID/パスワード及び生体認証によって操作が可能になる。年金記録の確認には基礎年金番号または個人番号を用いる。 | 事後   | 記載もれのため                         |
| 令和5年11月6日 | I 基本情報<br>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>①システムの名称 | 国民年金システム                                    | COKAS-i国民年金システム   | 事後   | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。 |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1               | 国民年金システムのオペレーション業務                          | COKAS-i国民年金システムのオペレーション業務   | 事後   | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。 |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>①委託内容      | 国民年金システムにておこなう報告文書(帳票)の出力                   | COKAS-i国民年金システムにておこなう報告文書(帳票)の出力  | 事後   | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。 |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|---|---|--|------|---------------------------------|
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>③委託先名     | 株式会社旭川保健医療情報センター  | 日本電気株式会社   | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>④再委託の有無   | 再委託しない  | 再委託する  | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>⑤再委託の許諾方法 | —   | 事前の書面による承諾願による   | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>⑥再委託事項    | —   | 本委託業務に関する現地運用支援に関する対応部分  | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6 特定個人情報の保管・消去<br>保管場所                    | 〈旭川市の措置〉<br>・紙媒体は施錠可能な保管庫にて保管している。<br>・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。)<br>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 | 〈旭川市の措置〉<br>・紙媒体は施錠可能な保管庫にて保管している。<br>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|--|---|------|---------------------------------|
| 令和5年11月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6 特定個人情報の保管・消去<br>保管場所 | —  | <p>(ガバメントクラウドにおける措置)</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |
| 令和5年11月6日 | III リスク対策<br>8 監査<br>実施の有無                 | [○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査  | [○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査   | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |
| 令和5年11月6日 | III リスク対策<br>9 従業者に対する教育・啓発<br>具体的な方法      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置換え等により、年金事務を担当する職員に個人情報に関する研修を行う。</li> <li>・年金事務担当職員に定期に情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・隨時、情報セキュリティ対策の先進事例や個人情報漏洩等の事例を周知し、注意関心を喚起する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置換え等により、年金事務を担当する職員に個人情報に関する研修を行う。</li> <li>・年金事務担当職員に定期に情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・隨時、情報セキュリティ対策の先進事例や個人情報漏洩等の事例を周知し、注意関心を喚起する。</li> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> </ul>   | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|---|--|------|---------------------------------|
| 令和5年11月6日 | III リスク対策<br>10 その他のリスク対策                    | —   | <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | 事前   | 重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 |
| 令和5年11月6日 | IV 開示請求、問合せ<br>1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>①請求先 | 旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階)<br>旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係<br>(市政情報コーナー) | 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)<br>旭川市市民生活部地域活動推進課   | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |
| 令和5年11月6日 | IV 開示請求、問合せ<br>2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ       | 旭川市6条通9丁目46番地   | 旭川市7条通9丁目48番地  | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |
| 令和5年11月6日 | V 評価実施手続<br>1 基礎項目評価<br>①実施日                 | 1990/11/20  | 2023/10/1  | 事後   | 他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|---|--|--|------|---------------------------------|
| 令和7年12月1日 | I 関連情報<br>①特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要            | 「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。<br>・国民年金第1号被保険者等の資格に関する届出等の受付、名簿の管理<br>・国民年金第1号被保険者等の保険料の免除申請等の受理・審査<br>・障害基礎年金請求書等の受理・審査<br>・以上に関する書類等の日本年金機構への送付 | 「国民年金法(昭和34年法律第141号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)」の規定に基づき、国民年金に係る各種相談への対応、申請・届出の受理・審査等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。<br>・国民年金第1号被保険者等の資格に関する届出等の受付、名簿の管理<br>・国民年金第1号被保険者等の保険料の免除申請等の受理・審査<br>・障害基礎年金請求書等の受理・審査<br>・以上に関する書類等の日本年金機構への送付 | 事後   | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。 |
| 令和7年12月1日 | I 基本情報<br>4 個人番号の利用<br>法令上の根拠                     | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>・法第9条第1項 別表第1の31の項<br>・法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2  | ・番号法第9条第1項 別表第46項<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2  | 事後   | 法改正に伴う軽微な改正                     |
| 令和7年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2 基本情報<br>④記録される項目            | 4情報  | 5情報  | 事後   | 法改正に伴う軽微な改正                     |
| 令和7年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3 特定個人情報の入手・使用<br>①入手先        | [○]評価実施期間内の他部署( )<br>[○]行政機関・独立行政法人等( )  | [○]評価実施期間内の他部署(市民課)<br>[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)   | 事後   | 軽微な修正(記載内容の整理)                  |
| 令和7年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目<br>○所得情報  | —  | ※事務フロー図の追加<br>ひとり親控除、特定親族特別控除<br>(控除項目の追加)   | 事後   | その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年12月1日 | IV 開示請求・問合わせ<br>1 特定個人情報の開示・訂正・<br>利用停止請求<br>①請求先 | 〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階)<br>旭川市市民生活部地域活動推進課<br>0166-25-9101   | 旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当)<br>〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)<br>電話番号 0166-25-6012  | 事後   | 軽微な修正(文言の統一)                    |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|-----------|---|--|--|------|---------------|
| 令和7年12月1日 | IV 開示請求・問合わせ<br>2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先 | 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎1階)<br>旭川市市民生活部市民課国民年金担当<br>0166-25-6306 | 旭川市市民生活部市民課(国民年金担当)<br>〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎1階)<br>電話番号0166-25-6306 | 事後   | 軽微な修正(文言の統一)  |
| 令和7年12月1日 | V 評価実施手続<br>I 基礎項目評価<br>①実施日                    | 令和5年10月1日  | 令和7年12月1日  | 事前   | 保護評価の再実施に伴う修正 |
| 令和7年12月1日 | 全体  | 読点の修正(「、」→「、」への修正)   | 読点の修正(「、」→「、」への修正)   | 事後   | 本市の規程の改定に伴う改正 |